



2022年5月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 阿 波 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 長 岡 奨
(コード番号 8388 : 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員経営統括部長 板 東 克 浩
電 話 番 号 (088) 623-3131

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第210期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主さまに交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日

定款変更の効力発生日 2022年6月29日

以 上

別紙

(下線は変更部分であります。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p><u>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(附則) 第1条（監査役の責任免除に関する経過措置） （条文省略）</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p><u>第16条（電子提供措置等）</u> <u>当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>②当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則) 第1条（監査役の責任免除に関する経過措置） （現行どおり）</p> <p><u>第2条（電子提供措置に関する経過措置）</u> <u>現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> <u>③本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |